

サテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 サテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの普及を契機に、首都圏の情報関連企業の社員等がテレワーク時に安定した通信環境が確保できるよう、最新のWi-Fi環境を県内のサテライトオフィスに整備することで、首都圏を始めとする県外企業の利用を促し、企業の地方拠点化から企業誘致につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス シェアオフィス（同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィスをいう。）、レンタルオフィス（業務に必要なイス、机、執務空間、情報機器等を備えたオフィスを、ビルオーナー等から事務所を借りるよりも低いインシヤルコストで借りることができる貸事務所をいう。）又はコワーキングスペース（複数の企業がフリーアドレス形式（従業員が固定された自分の座席を持たず、業務内容に合わせて就労場所を選択できる形式をいう。）で利用する共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所をいう。）
- (2) Wi-Fi 無線LANの標準規格
- (3) Wi-Fi 6 第6世代移動通信システム（国際電気通信連合が定める規定IMT-2020を満足する無線通信システムをいう。）に対応した無線LAN規格「IEEE802.11ax」
- (4) Wi-Fi 5 第5世代移動通信システムに対応した無線LAN規格「IEEE802.11ac」
- (5) Wi-Fi 4 第4世代移動通信システムに対応した無線LAN規格「IEEE802.11n」

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 本事業目的を理解し、Wi-Fi環境の整備及び維持管理を適正に行うことができるサテライトオフィスを営む県内の中小企業者等（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項及び第2項に規定する中小企業者等をいう。）
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第1号に規定する

暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係でない者

(3) 補助金等交付申請日又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされていない者

2 補助金の交付の対象となる者の補助条件は、次のとおりとする。

(1) サテライトオフィスの利用者の利便性を向上させるために設置しているW i - F i 5ルーター又はW i - F i 4ルーターをW i - F i 6ルーターに入れ替え、若しくは増設又は新設するものであること。

(2) W i - F i 6ルーターを購入すること。

(3) W i - F i 6を導入後、5年以上継続して使用することが見込まれること。

(4) W i - F i 6を導入後、W i - F i 6の稼働に必要な機器類が故障した場合は、補助対象者の負担で修理し、又は機器を入れ替え、W i - F i 6の利用環境に整えることができること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) W i - F i 6ルーター、LANケーブル及び中継器の購入費

(2) W i - F i 6ルーターの設置工事費

(3) W i - F i 6に対応した回線設置に伴う屋外及び屋内の配線に係る工事費

(4) 前各号に定めるもののほか、W i - F i 6導入において必要と認められる調査、調達又は整備に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3以内の額とし、30万円を超える場合は、30万円を上限とするものとする。

2 補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。ただし、同一の補助対象者が複数の事業所を有する場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、サテライトオフィスW i - F i 整備事業費補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、補助事業着手前に、これを知事に提出しなければならない。

(1) 2者以上から徴収した見積書の写し（ただし、ルーター等購入費とルーター設置工事費及び屋内外配線工事費等について別の業者から見積書を徴収する場合は、それぞれにおいて2者以上から徴収した見積書の写しを添付すること。）

(2) 設置場所の分かる位置図及び写真

(3) 直近の決算書

(4) 履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）

(4) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容及び現地の調査等を行い、速やかに交付の可否を決定し、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、サテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとし、補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業に着手するものとする。

2 知事は、交付決定において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、前条第1項の規定に基づく交付決定通知があった日から、補助事業者が補助事業の完了の日とした日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までとする。

(事業変更の申請等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくサテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金交付変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設置場所の変更、補助事業に要する予算額の20%を超えない変更その他の軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業に要する予算額を変更する場合

(2) 補助事業の内容を変更する場合

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容の審査及び現地の調査等を行い、速やかに変更の可否を決定し、変更の決定をしたときは、サテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日とした日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、サテライトオフィスWi-Fi整備事業費補助金実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出に関する請求書及び領収書の写し

(2) 補助事業完了後のすべての購入機器等の現場写真

(3) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、報告書の書類を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定

し、サテライトオフィスW i - F i 整備事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助金の確定額を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の確定を受けた補助事業者は、速やかに、請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第13条 知事は、財務規則によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（帳簿等の保管等）

第14条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、取得財産を取得後5年以内に処分しようとするときは、サテライトオフィスW i - F i 整備事業財産処分承認申請書（様式第8号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。